

特定自動車排出基準に適合しない使用過程車の使用可能最終日の一覧表

特定自動車の種別	初度登録年月日別	使用可能最終日
普通貨物自動車 (初度登録日から9年)	平成元年9月30日以前	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成元年10月1日～平成5年9月30日	平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成5年10月1日～平成8年9月30日	平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成8年10月1日～平成14年9月30日	初度登録日から起算して9年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
小型貨物自動車 (初度登録日から8年)	平成2年9月30日以前	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成2年10月1日～平成6年9月30日	平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成6年10月1日～平成9年9月30日	平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成9年10月1日～平成14年9月30日	初度登録日から起算して8年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
大型バス (定員30人以上) (初度登録日から12年)	昭和61年9月30日以前	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	昭和61年10月1日～平成2年9月30日	平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成2年10月1日～平成5年9月30日	平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成5年10月1日～平成14年9月30日	初度登録日から起算して12年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
マイクロバス (定員11人以上30人未満) 特種自動車 (車検期間が1年のもの) (初度登録日から10年)	昭和63年9月30日以前	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	昭和63年10月1日～平成4年9月30日	平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成4年10月1日～平成7年9月30日	平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成7年10月1日～平成14年9月30日	初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
特種自動車 (車検期間が2年のもの) (初度登録日から10年)	昭和63年9月30日以前	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	昭和63年10月1日～平成4年9月30日	平成16年9月30日以降の自動車検査証の有効期間満了日
	平成4年10月1日～平成7年9月30日	平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成7年10月1日～平成14年9月30日	初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日

ディーゼル乗用車 (車検期間が1年のもの) (初度登録日から9年)	平成元年9月30日以前	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成元年10月1日～平成5年9月30日	平成16年9月30日以降の自動車検査証の有効期間満了日
	平成5年10月1日～平成8年9月30日	平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成8年10月1日～平成14年9月30日	初度登録日から起算して9年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
ディーゼル乗用車 (車検期間が2年のもの) (初度登録日から9年)	平成7年9月30日以前	平成16年9月30日以降の自動車検査証の有効期間満了日
	平成7年10月1日～平成14年9月30日	初度登録日から起算して9年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日

() 平成14年9月30日現在において、検査証の有効期間の残余期間が1年を超える自動車にあつては、「平成15年9月30日」を「平成16年9月30日」と読み替える。

「使用可能最終日」欄の意味について

上の表で、特定自動車の種別が普通貨物自動車で、初度登録年月日が平成元年9月30日以前のものを例に説明します。

この例の自動車にあつては、いわゆる車検を受け、お手元に戻ってきた自動車検査証の有効期間の満了日が、上の表の使用可能最終日欄の日(平成15年9月30日と記載されている。)以降になった時、この時の車検が最後の車検になります。

このことは、例えば、車検を受け、お手元に戻ってきた自動車検査証の有効期間の満了日が仮に平成15年9月30日であった場合、この平成15年9月30日は平成15年9月30日以降の日であることから、使用可能最終日は、自動車検査証の有効期間の満了日である平成15年9月30日までとなります。

つまり、この自動車検査証でもう一度、車検を受けようとしても、検査に合格しないため、これ以上、この自動車検査証の有効期間を延ばすことはできないということです。

なお、使用可能最終日欄の日(例えば、平成15年9月30日)の時点で自動車検査証の有効期間がなくなっている車(車検切れ車)は、使用可能最終日欄の日の翌日(この場合、平成15年10月1日)以降、検査に合格しないため、自動車検査証の有効期間を更新することはできません。

「初度登録日から起算して 年間の末日に当たる日」の意味について

例えば、「初度登録日から起算して9年間の末日に当たる日」とは、初度登録日が平成11年10月1日の場合には平成20年9月30日とその日となります。